

■添付書類の自動車検査証または自動車検査証記録事項

「追加」「登録車両入替」「登録車両車番変更」の添付書類として自動車検査証（写し）※1をご提出いただいておりますが、以下の点にご注意ください。

※1 電子化された自動車検査証は、有効期間や使用者の住所等の確認ができないため、下の「自動車検査証記録事項」をご提出ください。

電子化された自動車検査証



電子車検証は、A6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものです。  
 こちらの車検証は添付書類にはなりません。  
 提出は不要です。

令和5年1月より車検証の電子化が開始されましたが、軽自動車は、令和6年1月より開始されました。

☆申請書類、右上の記入日より

「有効期間の満了する日」が過ぎている。

☆目視で判別できない文字である。

（文字潰れ、ぼやけている、印刷の擦れ等）

☆濁点、半濁点が入っている。

☆文字が切れている。（端部分が切れている、FAXの字がかぶっている等）

☆右上にある陸運局印・記録年月日が見切れている。

不鮮明な車検証例

発行元：中国支社 大口・多頻度窓口